

平成23年(ワ)第32660号 独占禁止法第24条に基づく差止請求事件  
(NTT東西によるFTTHサービス参入妨害差止事件)

原 告 ソフトバンクテレコム株、ソフトバンクBB株

被 告 東日本電信電話株、西日本電信電話株

第10準備書面

平成25年7月24日

東京地方裁判所 民事第8部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 金子晃

弁護士 梅津紀

弁護士 福田恵太

弁護士 島津守

弁護士 粟田祐太郎

被告準備書面(8)に対する反論

第1 被告らが主張する接続拒否事由

被告らが主張する接続拒否事由は、次の3点です(被告準備書面(8)6頁から12頁)。

## 1 莫大な費用負担との主張

### (1) 接続箇所C・D

優先制御機能付きの事業者振分装置の開発費用及び  
付随するオペレーションシステムの改修等  
(300億円～340億円) +数百億円

### (2) 接続箇所A・B

ソースアドレスルーティング機能<sup>1</sup>付き収容ルータ及び  
ゲートウェイルータの開発費用並びに  
付随するオペレーションシステムの改修等  
約100億円以上+数百億円

## 2 ユーザ対応サービス品質劣化等との主張

(例 故障サービス対応の劣化、ヘビーユーザ対応)

## 3 設備改良を阻害するとの主張

## 第2 被告らが主張する3つの接続拒否事由はいずれも理由がないこと

### 1 被告らにおいて「莫大な費用負担」が生じるとは考えられないこと

#### (1) 被告ら主張の設備は本来具備されているべきものであること

平成16年のNTTグループ中期経営戦略<sup>2</sup>発表時から、被告らは、将来的に3000万人のユーザに次世代ネットワーク（NGN）を提供することを想定しており、このような網の全国的な規模からして、NGNが（電気通信

<sup>1</sup> 送信元ユーザのIPアドレスをみて、当該通信事業者のネットワークへパケットを伝送する機能（被告準備書面（8）8頁）

<sup>2</sup> 平成16年（2004年）年11月に発表された「NTTグループ中期経営戦略」においては「II. 安心・安全で便利なブロードバンド・ユビキタスサービスの発展に向けて」「2. 具体的な取り組み」「(2) 高品質・柔軟でセキュリティを担保する次世代ネットワークの構築」として、次のような記載がある。

- 多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスを提供するネットワーク環境を実現するため、光アクセスと組み合わせて、柔軟かつ経済的で高品質・セキュリティを担保する次世代ネットワークを構築。
- 平成22年（2010年）には、3000万のお客さまに光アクセスと次世代ネットワークサービスを提供

事業法が被告らに接続義務を課す) 第一種指定電気通信設備に指定されることは当初から明らかな状況にあり、現に、ＮＧＮは、平成20年7月に第一種指定電気通信設備に指定されています(総務省告示第367号)。

さらに、原告らを含む他事業者から被告らに対して、次の要望が出されてきたことからも、被告らは新規中継網であるＮＧＮの構築にあたって、ＯＳＵを被告らと原告らを含めた他事業者とが共用するという事態を明確に予測でき、ＯＳＵ共用を可能とする仕様を取り入れるべき電気通信事業法上の要請を受けていた(接続義務が課されていた) することができます。

① 平成18年9月4日付け事前調査申込書(甲18)

ＩＰＲ社<sup>3</sup>が被告らに対して「OLT<sup>4</sup>を集約している装置での接続」(ＯＳＵ共用による接続)を請求

② 平成18年11月14日開催の接続委員会(総務省 情報通信審議会  
電気通信事業部会 接続委員会)の添付資料(甲19)

原告ら、ソフトバンクモバイル㈱、BBテクノロジー㈱、KDDI㈱、イーアクセス㈱、イーモバイル㈱が「ＮＴＴ東西を含めた事業者でOLTを共用化することが必須」等との意見を提出

③ 平成18年11月30日開催の接続委員会の添付資料(甲20)

ソフトバンク㈱が「OLT等集約装置の開放」(OLT等共用)による貸出単位の1分岐化が必要であるとの意見を提出

以上の経緯からすれば、被告らが、原告らの接続要求を受けて新規開発の必要があると主張する設備等は、本来既にＮＧＮに実装されているべきものであり、現時点において被告らにつき新たなシステムを構築する(ソースアドレスルーティング機能等を付加する)必要があるとの主張を受け入れることは到底できません。

<sup>3</sup> 原告ソフトバンクテレコム㈱(SBTM)の100%子会社であった㈱アイ・ピー・レボルーション(IPR)、平成19年(2007年)10月にSBTMに吸収合併され解散。

<sup>4</sup> Optical Line Terminal(光信号終端装置)：複数のＯＳＵを収容する装置(棚)

仮に、現段階において、被告らにおいてこれらの設備等の新規開発が必要であり、それには莫大な費用がかかることを理由に原告らの接続を拒絶するとなれば、ＮＧＮ開発に際し、他社の接続を無視した排除型ネットワーク（ＮＧＮ）を意図的に構築したということを意味し、それ自体が独占禁止法上の問題を生じさせるものであります。

## (2) 原告らによる試算（推定値）

上記(1)のとおり、そもそも原告らの請求を実現するために、被告らにおいて別途費用を支払うような事態は想定しがたいものではあるものの、原告らは、仮に、被告らと他事業者との間におけるＯＳＵ共用により、被告らにおいて開発費用等の支出があるものとした場合でも、その額が被告ら主張の額となることはありません。以下詳述します。

### ① 前提

原告らは、被告らに対して、原告らが被告らに対して支払っているメタル、光回線にかかるすべての接続料として、平成23年度・平成24年度とも総額500億円以上を支払っているものであり、原告らが被告らに対して、ＯＳＵ共用により一方的に負担を求めるという事実はありません。

### ② 原告らによる試算

また、仮に、被告らと他事業者との間におけるＯＳＵ共用により、被告らにおいて新たに開発費用等を支出する必要がある場合の額は、原告らの試算によれば次のとおりです（甲21　総務省への提出資料　32頁）。

上記①で述べたとおり、原告らが被告らに対して支払う接続料を考慮すれば、この額を莫大ということはできません。

《接続箇所C・D》

優先制御機能付きの事業者振分装置の開発費用  
及び付随するオペレーションシステムの改修等  
(150億円～170億円) + (60～70億円) + 数十億円  
《接続箇所A・B》  
ソースアドレスルーティング機能付き収容ルータ  
及びゲートウェイルータの開発費用  
並びに付随するオペレーションシステムの改修等  
(60～70億円) + 数十億円

なお、OSU共用のための機能に加えて、もっぱら被告ら側の事情により追加する機能の費用は言うまでもなく「莫大な費用負担」の判断において考慮されるべきではありません。

### ③ 各論—ソフトウェア（機能）にかかる開発費用

被告らは「開発」という用語を強調しておりますが、「優先制御機能」（接続箇所C・D）や「ソースアドレスルーティング機能」（接続箇所A・B）は、既に存在しているソフトウェアであり、これを被告らが有する設備に実装するに過ぎません。

「ソースアドレスルーティング機能」についてさらに言えば、現在市場に流通している多くのルータに装備されている一般的な機能であることから、ゼロからの開発を要するものではありません。

現に、被告らが平成20年の時点においてNGN用に採用したシスコ<sup>5</sup>の収容ルータについては、オプションとして「ソースアドレスルーティング機能」を装備することが可能です。

### ④ 各論—ハードウェア（装置）にかかる開発費用

<sup>5</sup> シスコ : Cisco Systems, Inc、日本法人はシスコシステムズ合同会社

「事業者間振分装置」（接続箇所C・D）については、市場に流通している設備の改良で足り<sup>6</sup>、振分機能を有する装置であれば、1台100万円程度にて市場において入手可能です。

「優先制御機能」（接続箇所C・D）は、既に被告が集線装置、収容ルータ、中継ルータにも実装している一般的な機能であるため、特段の開発費用が必要とは考えられません。

さらに、被告らは、被告準備書面（1）34頁において、3000億円の根拠として、この振り分け装置（2000万円）が1.5万台～1.7万台必要である旨主張していますが、原告らにおいては、需要に応じて徐々に接続を開始することを予定しているため、当初からそのような台数は必要とされるものではありません。

また、「収容ルータ」（接続箇所A・B）については既にNGNに存在する設備であり、「ゲートウェイルータ」（接続箇所A・B）についても、ゲートウェイに設置されるルータというに過ぎず容易に調達が可能です。

## ⑤ その他

「莫大な費用負担」を理由として原告らの接続を拒否するのであれば、その立証責任は被告らにあるところ（電気通信事業法32条）、今後被告らがより具体的な積算根拠を示すのであれば、原告らもこれに対応して別途反論を予定するものであります。

### (3) 被告ら主張の金員は、被告らのみが負担するものではないこと

(2)において述べた開発費用等は、被告らのみが負担するという性質のものではなく、その一部を接続料に転嫁できることから、被告らのみに負担を課すということにはなりません。

---

<sup>6</sup> 原告らは、平成23年の第19回接続委員会（総務省主催）においても同様の主張を行った。

また、OSU共用が可能となれば、他事業者の参入も可能となり（被告らにおいて他事業者から接続料を得られることになるため）、被告らにおける開発費用等の回収もまた見込まれるものであります。

平成23年の答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（乙23. 88頁）においても、次のとおりの記載が存在することからしても、必要経費の大小のみで「経済的に著しく困難である」か否かが判断されるものではありません。

- 新たな機能のアンバンドル<sup>7</sup>を行ったとしても、NTT東西が追加的コストについて当該機能を利用する接続事業者から適切に回収できる場合には、「過度な経済的な負担」に当たるとは必ずしもいえないと整理することが適當
- システム改修等の追加的コストが高額であっても、順次改修等を行い、接続料原価に算入していく場合は、公正な競争環境に照らし、「過度な経済的な負担」に当たるとは必ずしもいえないと整理することが適當

#### (4) 小括

以上のとおり、被告らにおいて、「莫大な費用負担」が生じることを理由として、原告らの接続請求を拒否することは不可能です。

## 2 OSU共用はユーザ対応サービスの品質劣化を招かないこと

「ユーザ対応サービス品質劣化」の主張に対しては、原告第2準備書面17頁以下等で述べたとおり、そもそも、電気通信事業法上の接続拒否事由に該当するものではありません。

通常の接続においても、接続に係る協定を締結した後、「保守確認事項」について合意を締結することが一般的であり、この問題は事業者間の協議によ

---

<sup>7</sup> 細分化

り解決が可能な事項であることから、「ユーザ対応サービス品質劣化」がOSU共用の場合に特に問題となるものではなく、これを理由とした接続拒否が認められるはずもありません。

### 3 OSU共用は設備改良を阻害しないこと

「設備改良を阻害する」との主張に対しても、原告第2準備書面17頁以下等で述べたとおり、そもそも、電気通信事業法上の接続拒否事由に該当するものではありません。

また、広義の意味でのFTTHサービス（ユーザを対象とするもの）は、OSUの機能のみをもってサービスの内容が規定されるものではありません。

被告らがインターネット接続サービスのオプションとして提供するひかり電話等の帯域確保型サービス（中継網にNGNを使用）を例に挙げると、仮に、アクセス回線部分につき速度等が均一化されても、それぞれの中継網によりそのサービスの品質や特性は十分に発揮されるものであり、さらにいえば、「接続」自体が互いに機能を相互利用するものであるから、その特性上、ある程度はその機能につき均一化するという側面を持っているといえます。

とはいっても、均一化した商品やサービスに関しても様々な形で有効な競争が行われることは多くの市場において見受けられるところであります。

いずれにせよ、「設備改良を阻害する」ことを理由としてOSU共用を拒絶することは不可能であります。

以上